

都市整備

観光有料駐車場(湯本大橋下)の利用方法について

Q

次の3点について伺う。
1 行政財産を機能保障(補償)という

名目で、独占的に特定の者の利益のために、公の施設を使用させることができる法的根拠について
2 機能を保障(補償)した物件(不動産)が特定の者のために無償で貸し付けることができる法的根拠について
3 保障か補償のいずれか

機能的な広場の活用を図るとともに、交通渋滞緩和の

一方策とするものである。そこで、ご協力いただ

る地権者や構内権者が現状の機能を損なうことは、通常の受忍の範囲を超え、特別な犠牲を課す事案であり、構内権者が地権者と締結した賃借権は、民法上の占有権であり、財産権であるので、憲法で不可侵性が保障されていることから、賃借権に対する応分の補償をすべきであると考えている。
3 点目について、損失を補填する意味の補い償う「補償」であると認識をし

消防本部

消防の啓発活動について

Q

次の3点について伺う。
1 消防団の家に消防団員の家とわか

るマークを貼って、町民や観光客にもわかるようにし、消防や救急車の要請、相談をうけること
2 消防団員に地震などの災害時の救助活動の役割を持たせることについて
3 このマークを消防の協力団員に無償で提供して、ホテルや旅館などの宣伝にも使えるようなシステムにすることについて

2 点目について、活動の基本としては、危険度の大きな作業は消防職員が行い、比較的危険が少ないものについては消防団員が行うなど、従来からそれぞれの役割分担の中で行っている。

消防庁が推進している「消防団協力事業所表示制度」があり、消防団活動に協力する事業所を「消防団協力事業所」として認定し、表示マークを交付するもので、事業所が認定を受けた場合、表示マークの掲示や、ホームページ・パンフレットなどで、消防団協力事業所であることを宣伝することができ、消防団活動に協力して社会貢献していることを広く町民等に周知できるので、事業所のイメージアップにもつながるものである。
いずれにしても、制度化するには、消防団の意見も何う必要があるので、表示マーク制度と併せ、よく協議させていただきたい。

企画

2市8町の合併問題について

Q

次の4点について伺う。
1 県西地域合併検討会の検討報告書

で、合併しない場合は赤字になるという財政推計の根拠について
2 「少子高齢化社会が進むから合併を検討」という理由について
3 合併した場合、都市計画税、事業所税はどのくらいになるのか
4 実態とかけ離れた「バラ色の宣伝」をして合併を推進することや、国や県の圧力に負けて住民に合併を押しつけたりすることは、絶対しないことを確認していただきたい

平成42年で約31%になり、少子高齢化が顕著に進んでいることが大きな要因になっている。

3 点目について、まず、都市計画税であるが、税率を0.2%と仮定した場合の試算は、5億7,000万1千円これはあくまでも試算である。次に、事業所税は、合併後の平成27年度から課税対象となるので、今の段階では試算を行っていない。
4 点目について、合併は将来的には必要があるが、合併新法の期限にとらわれず、民意を最大限に尊重することを基本としており、バラ色の宣伝をしたり、国や県の圧力に負けて、住民に合併を押し付けることは、今後とも考えていない。

方自治法上の「公の施設」ではないと認識している。
2 点目について、現在、箱根湯本駅西側広場には、構内権を持つタクシー会社以外に広場を利用することができない状況であり、町としてもタクシー利用者の乗降を分離することで、乗り換え利便性の向上など、



湯本大橋下観光駐車場

町民、観光客の立場から考えると、表示マークで消防団員が住んでいる家と確認ができれば、大変心強く感じるとともに、消防団としても活動の活性化につながるものと考えられるが、こうした制度の導入には、消防団の協力が不可欠であり、団員の負担も考えられるので、よく消防団の皆さんと相談させていただきたい。

2 点目について、将来推計では、県西地域の人口減少率が最も大きく、老年人口指数が平成17年で31.5%

報告書の財政推計では、条件を設定しては、条件を設定しての推計なので、合併した場合としない場合の財政の傾向を確認していただきたい。
2 点目について、将来推計では、県西地域の人口減少率が最も大きく、老年人口指数が平成17年で31.5%



県西地域市町の合併について考えてみませんか?